

市の主な食育関係事業一覧

資料2

【基本的な方向性】 1 「食」の大切さについての理解と実践

■基本施策 1 心身の健康を支える食育の推進

主要事業(ア) 食育に関する意識啓発

<主な取組> ○あさひかわ食育推進月間の実施 ○食育に関する各種講座等の開催 ○食事バランスガイド等の普及
○ホームページや各種メディア等を通じたPRの実施

主要事業(イ) ライフステージ等に応じた食育の推進

<主な取組> ○ライフステージに合わせた各種講座、普及啓発の実施 ○色機能に合わせた食品の加工販売の支援

主要事業(ウ) 食生活と健康に関する知識の習得と実践への支援

<主な取組> ○食生活や健康に関する出前講座の開催 ○生活習慣病予防のための健康講座等の開催 ○健康相談、栄養相談、歯科相談の実施

※重点テーマに関連した取組については、表の右端に関連するテーマの番号を記載しています。

- ① 朝食摂取率の向上(特に、子供及び20歳代～30歳代の若い世代)
- ② 食塩摂取量の減少
- ③ 野菜摂取量の増加

令和5年12月末日現在

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和5年度実施方法	令和5年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	令和6年度実施予定方法	令和6年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	事業の効果及び課題	令和6年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
1	1-1-(ア) 1-1-(イ) 1-1-(ウ) 1-2-(ア)	保健所 保健指導課	市民	食育出前講座	参集型	「食」に関する知識を普及し、食育を推進するため地域や学校等からの依頼に応じて随時食育出前講座を行った。 母子 1回10人 学童・思春期 1回26人 合計2回36人	参集型	「食」に関する知識を普及し、食育を推進するため地域や学校等からの依頼に応じて随時食育出前講座を行う。 対象：乳幼児と保護者、児童生徒など	地域や学校などが集まる場を活用し講話等を行うため、食育の無関心層にも接する機会となり得る。また、団体等を対象に募集をしているため、集客の稼働は不要。	講座メニュー選択式で行う。また、実施時には本市の健康に係る食課題及び改善策について普及に努める。	○	① ② ③
2	1-1-(ア)	保健所 保健指導課	市民	食事バランスガイドの普及啓発	その他	市民が食育を実践できるよう、リーフレットを作成し、食育出前講座や食育関連行事において普及啓発を図った。 今年度の配布枚数：537枚	その他	市民が食育を実践できるよう、リーフレットを作成し、食育出前講座や食育関連行事において普及啓発を図る。	食育への関心が低い市民については接する機会も低いため、日常生活の中での啓発を図るなど工夫が必要である。そのため、関係機関との連携が重要である。	飲食店等での掲示物や食生活改善協議会への委託事業である地域講習会、イベント等で、多くの事業で配布するなど市民へ普及させていく。	○	
3	1-1-(ア)	保健所 保健指導課	市民等	食育ホームページ等を通じたPR	オンライン型	今年度中に旭川市立大学短期大学部の岸山ゼミの協力を得て、レシビ動画やイベント紹介などを行うInstagramアカウントを開設予定	オンライン型	旭川市ホームページ「旭川市の食育」ページの充実に加え、朝食、減塩、野菜レシピの紹介や啓発を目的としたInstagramアカウントの運用を継続する。	閲覧数が増えるように、母子健康診査時に配付している各種リーフレット等に二次元コードを掲載することによりホームページ等を活用しやすくなるよう工夫している。今後もさらなる周知に努める。	旭川市のホームページだけでなく、ソーシャルメディアの活用も積極的に行い、発信力を高める。	○	① ② ③
4	1-1-(ア) 1-2-(ア) 1-3-(イ) 5-10-(ア)	全部局 (保健指導課)	市民等	あさひかわ食育推進月間	その他	市民が食や健康に対する意識を高め、家庭における食育が広く実践されるよう、8月、9月を「あさひかわ食育推進月間」とし、市や関係団体等が連携して食育を普及した。 また、食育及びあさひかわ食育推進月間の普及啓発のためのリーフレットを作成し、関係機関及び団体の協力を得て3,628枚を配布することができた。加えて、市ホームページにもリーフレットを掲載した。	その他	市民が食や健康に対する意識を高め、家庭における食育が広く実践されるよう、8月、9月を「あさひかわ食育推進月間」とし、市や関係団体等が連携して食育を普及する。 食育及びあさひかわ食育推進月間の普及啓発のためのリーフレットの作成及び配布。紙媒体での配布に加え、市ホームページ等にも掲載する。	関係機関・団体等の協力により、多くの市民に食育の普及・啓発を図ることができた。 今後は更なる食育の普及のため、関心が薄い市民の目に触れる機会を増やす工夫が求められる。	給食施設等の協力により発信される給食だよりへの掲載だけでなく、イベント等で積極的な啓発・周知に努める。	○	① ② ③

市の主な食育関係事業一覧

資料2

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和5年度実施方法	令和5年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和6年度実施予定方法	令和6年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和6年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
5	1-1-(ア) 1-1-(イ) 1-1-(ウ)	保健所 健康推進課	市民・ 団体	歯科保健事業や上川中部地域歯科保健推進協議会における事業等を通じた食育に関する情報の提供	その他	歯や口の健康づくりを通じ、市民の食育に対する意識や関心を高める。 (1)歯の健康キャンペーン 9月30日(土) ～パネル展示や栄養相談コーナーの設置、食育リーフレット等の配布 (2)上川中部地域歯科保健推進協議会等と連携した啓発事業等の実施 (3)8020パネル・ポスター展 11月7日～15日 メガセンタートライアル旭川店 (4)健康診査、健康相談、健康教育等における歯や口の健康づくりと食育に関する情報の提供	参集型 オンライン型 その他	歯や口の健康づくりを通じ、市民の食育に対する意識や関心を高める。 (1)歯の健康キャンペーン ～パネル展示や栄養相談コーナーの設置した啓発事業等の実施 (2)上川中部地域歯科保健推進協議会等と連携した啓発事業等の実施 11月上旬 (3)8020パネル・ポスター展 (4)健康診査、健康相談、健康教育等における歯や口の健康づくりと食育に関する情報の提供	歯や口の健康づくりに関する事業において、ゆっくりよく噛んで食べるなどの食べ方や、食べることと心身の健康のつながりについて理解を促進することで、食育と歯科保健に対する意識や関心を相互に高める。 より多くの市民に適切な情報提供ができるよう、実施方法や内容、周知方法を工夫していく。	健康寿命の延伸につながる食育を推進していくうえで、「噛む」「飲み込む」といった口腔機能が十分に発達し維持されることが重要であることから、引き続き関係機関・団体等と連携し、歯科口腔保健を通じた食育の取組を推進する。	○	
6	1-1-(イ) 1-1-(ウ)	保健所 保健指導課	市民	地域健康教育	参集型	生活習慣病などを予防するため、企業や地域等の団体の求めに応じて、随時出前健康講座を行った。 今年度の実施回数：12回226人	参集型	生活習慣病などを予防するため、企業や地域等の団体の求めに応じて、随時出前健康講座を行う。 対象：旭川市民(企業、町内会、学校、サークル、友人同士など)	企業や地域や学校などが集まる場を活用し講話等を行うため、食育の無関心層にも接する機会となり得る。また、団体等を対象に実施をしているため、集客の稼働は不要であるが、対象者の年齢層が高い傾向にある。 次年度については、内容について再検討し、より若い世代に働き掛けられるよう内容を見直す。	講座メニュー選択式で行う。 また、開催時には対象者や選択内容に合わせ、第4次旭川市食育推進計画の重点テーマについても説明を加える。	○	① ② ③
7	1-1-(ウ)	保健所 保健指導課 (おやこ応援課)	乳幼児の 保護者	乳幼児健診 (栄養指導)	参集型	個別栄養指導(1～3月予定分は含まず) 4か月児健診：47回 個別35人、集団1,186人 1歳6か月児健診：49回 個別130人、集団1,472人 3歳6か月児健診：50回 個別62人、集団1,508人	参集型	4か月健診児： 集団指導、個別栄養指導 64回 1歳6か月児健診： 個別栄養指導、リーフレット配付 68回 3歳6か月児健診： 個別栄養指導、リーフレット配布 68回	乳幼児の月齢に応じて食生活のポイントを中心に保護者へ伝え、正しい食習慣が身に付くよう支援した。 健診の全受診者に対する教育を再開することにより、食への関心の強さによらず、啓発することができた。	食に関する様々な疑問や不安を解消し、正しい食習慣が身に付くよう支援する。	○	①
8	1-1-(イ) 1-1-(ウ)	保健所 保健指導課 (おやこ応援課)	乳幼児の 保護者	乳幼児栄養 相談	参集型 その他	乳幼児健康相談(子育て相談)※相談希望者(1～3月予定分は含まず) 15回 乳児26人 幼児6人 定例外相談 乳児10回26人 幼児5回6人 電話相談 乳児29人 幼児12人 訪問指導 乳児1人 幼児1人	参集型 その他	乳幼児健康相談(子育て相談) 33回 ※相談希望者 定例外、電話相談、訪問指導 随時	児の食事に関する不安や悩み等に対応し、保護者が正しい知識や理解を持つことで、乳幼児に正しい食習慣が身に付くよう支援した。	食に関する様々な疑問や不安を解消し、正しい食習慣が身に付くよう支援する。	○	

市の主な食育関係事業一覧

資料2

【基本的な方向性】 1 「食」の大切さについての理解と実践

■基本施策 2 家庭における食育の推進

主要事業(ア) 家庭における子供への食育の推進

<主な取組>○朝食摂取促進に向けた普及啓発 ○親(保護者)や子供を対象とした講座や料理講習会等の開催 ○離乳食の進め方や幼児期のレシピの紹介 ○共食の推進のための普及啓発

主要事業(イ) 食や料理に関する知識と技術の向上

<主な取組>○栄養バランスや食文化、調理技術等に関する講座、料理講習会の開催 ○簡単で実践しやすい料理レシピの作成・紹介

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和5年度実施方法	令和5年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和6年度 実施予定 方法	令和6年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和6年度以降の考え方	月 間 の 取 組	テ ー マ
9	1-2-(ア) 1-2-(イ)	保健所 保健指導課	市民	食を育む料理教室	参集型	調理実習を通じて、具体的な調理法や望ましい食習慣、食の選択力を学ぶとともに、食育について理解を深めるため料理教室を開催した。 ・内容:栄養士講話、調理実習 (1)チャレンジクッキング 小学4～6年生対象 全3回、72人 (2)野菜料理教室 市民対象 全2回、42人	参集型	調理実習を通じて、具体的な調理法や望ましい食習慣、食の選択力を学ぶとともに、食育について理解を深めるため料理教室を開催する。 ・内容:栄養士講話、調理実習 (1)チャレンジクッキング 小学4～6年生対象(全3回) (2)野菜料理教室 市民対象(全2回)	チャレンジクッキングについては申し込みは原則ウェブサイトで、また、応募者のうちより高い学年から当選とするなど対象者の選定方法を変更することにより、大きな混乱はなかった。調理未経験者も多数参加しているが、皆、楽しんで体験することができ、食への興味関心につながる事ができた。	個々人が、食への興味関心を高めるとともに、調理技術や食の選択力を身につけることをテーマに実施する。	○	① ② ③
10	1-2-(ア) 1-2-(イ)	保健所 保健指導課	乳幼児の保護者	離乳食教室	参集型	離乳食の必要性や子どもの月齢に応じた食事の形態、調理法等を学び、子どもの望ましい食生活に結びつくよう支援する。(全14回予定のところ10回終了) 前期離乳食 7回101人(全10回予定) 後期離乳食 3回44人(全4回予定)	参集型	離乳食の必要性や子どもの月齢に応じた食事の形態、調理法等を学び、子どもの望ましい食生活に結びつくよう支援する。(全12回) (前期離乳食(8回)、後期離乳食(4回))	子どもの食事のスタートとなる離乳食を通して、食事の基本を学ぶ良い機会となっている。離乳食については、成長にあった食事を提供することにより、定期的に参加することが望ましい。また、参加が難しい市民に対しては離乳食調理の動画などをWebで情報提供を行った。	離乳食の期間は、保護者の悩みや戸惑いも多いことが推察されるので、適切な月齢に希望者が受講できるような回数を維持するとともにWebでも情報提供を行う。	○	①
11	1-2-(イ) 1-3-(イ)	保健所 保健指導課	市民・ 幼児	旭川市食生活改善地域講習会	参集型	市民の健康の保持増進を図るとともに、健康づくり推進事業の一翼を担う食生活改善推進員の自主的な実践活動の場として、地域講習会を開催した。 ・会場:市内一円(公民館、住民センター、保育所等) ・回数:年30回 ・内容: (1)生活習慣病予防(市民対象):3回70人講話、調理実習 (2)フレイル予防(市民対象):15回248人講話 (3)食育遊び(未就学児対象):12回451人5つの力、3色栄養、人形劇等	参集型	市民の健康の保持増進を図るとともに、健康づくり推進事業の一翼を担う食生活改善推進員の自主的な実践活動の場として、地域講習会を開催する。 ・会場:市内一円(公民館、住民センター、保育所等) ・回数:年30回 ・内容: (1)生活習慣病予防(市民対象):6回講話、調理実習 (2)フレイル予防(市民対象):12回講話 (3)食育遊び(未就学児対象):12回5つの力、3色栄養、人形劇等	例年、未就学児対象については、保育所・幼稚園で実施しており、各施設から好評であるため、継続して依頼されることもある。今年度から、市民対象の講習内容を生活習慣病予防とフレイル予防に分け、生活習慣病予防の未調理実習を行った。市民対象についても、参加者に対するアンケート結果から、満足度の高い講習会となっている。	今年度から市民対象の内容を2テーマとして実施した。次年度は調理実習の回数を倍増させる予定であるが、開催回数については今年度と同程度が妥当と判断した。健康保持増進及び食育の推進のため、内容を検討しながら地域における食生活改善の普及啓発を食生活改善協議会へ委託し、継続して実施する。	○	① ② ③
12	1-2-(イ)	保健所 保健指導課	市民	料理レシピの作成・紹介	オンライン型	簡単で栄養バランスのとれた料理のレシピを、食育ホームページ等で紹介した。	オンライン型	簡単で栄養バランスのとれた料理のレシピを、食育ホームページ、ソーシャルメディア等で紹介する。	調理実習に来所できない方に対しても情報提供することができる。レシピ数が増えるに伴い、目当てのレシピを探しにくくなってしまったため、まとめ方の整理が必要。	様々な教室で使用したレシピを追加し内容の充実を図るとともに、ソーシャルメディアへの掲載等による閲覧機会の増を目指す。	○	① ② ③

市の主な食育関係事業一覧

【基本的な方向性】 1 「食」の大切さについての理解と実践

■基本施策 3 地域における食育の推進

主要事業(ア) 食育を推進する人材の育成と活用の促進

<主な取組>○食生活改善推進員の養成と活動の推進 ○人材を活用した講習会等の開催

主要事業(イ) 食育普及啓発活動の推進

<主な取組>○関係団体等による普及啓発活動

主要事業(ウ) 食環境の整備

<主な取組>○あさひかわ食の健康づくり応援の店の登録の推進 ○地域における共食の機会の提供 ○給食施設における適切な衛生・栄養管理の推進

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和5年度実施方法	令和5年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	令和6年度実施予定方法	令和6年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	事業の効果及び課題	令和6年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
13	1-3-(ア)	保健所 保健指導課	市民・ 食生活改善推進員	食生活改善推進員の養成・育成	参集型	食や健康に関する知識を有する食生活改善推進員を養成し、地域における食生活改善の普及啓発活動を効果的に推進する。 ・食生活改善推進員養成講座の実施 1回(修了者数10名) ・食生活改善推進員スキルアップ講座の実施 1回45人(全2回を予定) ・旭川食生活改善協議会との連携	参集型	食や健康に関する知識を有する食生活改善推進員を養成し、地域における食生活改善の普及啓発活動を効果的に推進する。 ・食生活改善推進員養成講座の実施(1回) ・食生活改善推進員スキルアップ講座の実施(2回) ・旭川食生活改善協議会との連携	養成講座は、周知に努めているが受講者数を増やすために更なる工夫が必要。 スキルアップ講座については、それぞれの活動の励みになる、新しい知見を身に付けることができる等やりがいにつながるような内容を実施する必要がある。	周知を強化し、養成講座の受講者増加を目指す。 また、現推進員の資質向上を図るためスキルアップ講座を継続して実施する。		② ③
14	1-3-(イ)	全部局		団体等による啓発活動	参集型 オンライン型 その他	食育に関連する様々な団体による啓発活動の実施	参集型 オンライン型 その他	食育に関連する様々な団体による啓発活動の実施	継続した取組がなされている。	今後も継続的な取組を行う必要がある。	○	
15	1-3-(ウ)	保健所 保健指導課	市民・ 事業者	「あさひかわ食の健康づくり応援の店」の推進	その他	食品選択や外食をする際に適切な量と質の食事を確保しやすくなるよう、「あさひかわ食の健康づくり応援の店」を推進した。 また、登録店に食育に関する掲示物を配布し、店頭での食育情報発信を依頼した。 「あさひかわ食の健康づくり応援の店」 31件 (1)栄養成分表示の店 7件 (2)ヘルスサポートレストラン 24件 ※(1)、(2)は重複あり	その他	食品選択や外食をする際に適切な量と質の食事を確保しやすくなるよう、「あさひかわ食の健康づくり応援の店」を推進する。 飲食店には登録を働きかけるとともに、市民には活用を促す。 (1)栄養成分表示の店 (2)ヘルスサポートレストラン	食や健康への関心の高さに関係なく、食品選択や外食をする際に適切な量と質の食事の確保の一助となる。 登録店が一定数なければ活用が難しいため、他部局とも連携を図り登録店を増やすための取組を強化する必要がある。	特に二つ星以上の登録店が増えるよう、飲食店に働きかけるとともに、市民に対しては、事業の普及と登録店の積極的な利用を働きかける。	○	① ② ③
16	1-3-(ウ)	保健所 保健指導課	給食施設	給食施設等の指導	参集型 その他	健康増進法に規定する特定給食施設等を対象に、巡回指導や研修会、栄養管理報告書の提出等を通じて、適切な栄養管理等について指導する。 (1)巡回指導:91施設(未実施含む) (2)給食担当者対象研修会:1回開催予定 (3)栄養管理報告書:年1回 214施設	参集型 その他	健康増進法に規定する特定給食施設等を対象に、巡回指導や研修会、栄養管理報告書の提出等を通じて、適切な栄養管理等について指導する。 (1)巡回指導:75施設程度予定 (2)給食担当者対象研修会:1回開催予定 (3)栄養管理報告書:年1回	巡回指導は従前どおりの実施に戻した。コロナ禍により数年、未実施の影響もあったが、栄養管理に課題が見られる施設もあった。 次年度以降は栄養士未配置施設は毎年、他は隔年実施に戻し継続して支援を行う。	今後も適切な栄養管理等について、効果的に指導する。	○	

市の主な食育関係事業一覧

資料2

■基本施策 4 学校や保育施設等における食育の推進

主要事業(ア) 学校における食に関する指導の充実

<主な取組>○食に関する指導の充実 ○食の体験活動の推進 ○行事や給食により、試食会等を通じた保護者への情報提供

主要事業(イ) 給食における地場農産物の活用促進

<主な取組>○旭川産の米や米粉の活用 ○旭川産を中心とした各種の地場農産物の活用 ○生産者の講話と地場農産物の給食提供を通じた地場農産物への理解促進

主要事業(ウ) 保育施設等における食育の推進

<主な取組>○食の体験活動の推進 ○給食を通じた食育の推進 ○保護者への食育に対する意識啓発 ○給食担当者への講習会開催 ○給食における地場農産物の使用促進

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和5年度実施方法	令和5年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	令和6年度実施予定方法	令和6年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	事業の効果及び課題	令和6年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
17	1-4-(ア)	学校教育部 教育指導課	児童・生徒	体験活動の推進	参集型 オンライン型 その他	学校訪問指導や教員研修等の中で、各教科等における食に関する指導や食の体験活動の充実が図られるよう指導・助言に努める。	参集型 オンライン型 その他	学校訪問指導や教員研修等の中で、各教科等における食に関する指導や食の体験活動で充実が図られるよう指導・助言に努める。	各教科等における食に関する指導の充実が図られるよう、引き続き学校訪問や教員研修等での指導・助言に努める必要がある。	継続予定		
18	1-4-(ア)	学校教育部 学校保健課	児童・生徒	食に関する指導の充実	その他	給食時間を中心に学校給食を生きた教材として活用し、特別活動や関連教科など教育活動全体を通して食に関する指導を推進するために、各小中学校で活用してもらう「給食指導資料」(各月の目標、毎日の献立、食に関する指導内容等を掲載)を作成し、各小中学校に配付した。	その他	給食時間を中心に学校給食を生きた教材として活用し、特別活動や関連教科など教育活動全体を通して食に関する指導を推進するために、各小中学校で活用してもらう「給食指導資料」(各月の目標、毎日の献立、食に関する指導内容等を掲載)を作成し、各小中学校に配付する。食育推進計画で課題となっている朝食、野菜、減塩等について指導資料年間計画に盛り込んで作成する。	「協力して準備、後片付けをしよう」、「食べものの働きを知ろう」、「よくかんで食べよう」、「旬の食べものを知ろう」など、児童生徒に分かりやすい指導資料を作成・配付し、食に関する指導の更なる充実に努めている。	継続予定	○	① ② ③
19	1-4-(ア)	学校教育部 学校保健課	児童・生徒の保護者	保護者対象の試食会の実施や保護者への情報提供	その他	・栄養教諭が「給食だより」(献立表・食に関する指導内容等を掲載)を毎月分作成し、各家庭に配付した。	その他	・栄養教諭が「給食だより」(献立表・食に関する指導内容等を掲載)を毎月分作成し、各家庭に配付する。	各学校において、給食だよりの作成・配付するなど、家庭との連携を図っている。	継続予定 学校行事等を通じた保護者対象の試食会など、学校、家庭及び地域の連携が推進される取組の実施を検討する。	○	① ② ③
20	1-4-(ア) 1-4-(イ)	学校教育部 学校保健課	児童・生徒	「郷土の旬を味わう日」の実施	参集型 その他	(1)学校給食において、地場農産物の使用を通して児童生徒に郷土の食と旬の味覚を伝える取組を実施した。 ア)旭川産りんご 10月5日、6日、12日、13日 2,682個 市立小学校 51校で実施 イ)旭川産ゆめぴりか 10月24日、25日 市立小中学校及び高等支援学校 計78校で実施 (2)学校給食を通して児童生徒に郷土の食と地域農業への理解と関心を深めてもらうために、農業生産者と子どもたちが交流する取組を実施した。 ア)旭川産りんご 10月5日、13日 2校で実施 イ)旭川産ゆめぴりか 10月24日 1校で実施	参集型 その他	(1)学校給食において、地場農産物の使用を通して児童生徒に郷土の食と旬の味覚を伝える取組を実施する。 (2)学校給食を通して児童生徒に郷土の食と地域農業への理解と関心を深めてもらうために、農業生産者と子どもたちが交流する取組を実施する。 旭川産米「ゆめぴりか」については、事前に生産の流れなどを栄養教諭が動画撮影したものを給食時間に各クラスで流し、生産者が訪問して声かけすることで、短時間ながらも全校生徒と交流できる効果的な取組となった。	学校給食を通して児童生徒に郷土の食と地域農業への理解と関心を深めてもらうために、農業生産者と子どもたちが交流する取組を実施している。 これまでは給食時間に一緒に会食するなどでの交流を図っていたが、コロナ禍において感染拡大防止の観点から、給食時間の活用が困難となった。そのため、旭川産りんごにおいては、食育授業でゲストティーチャーとなることで、より生産者の苦労や思いが伝わる取組となっている。 旭川産米「ゆめぴりか」については、事前に生産の流れなどを栄養教諭が動画撮影したものを給食時間に各クラスで流し、生産者が訪問して声かけすることで、短時間ながらも全校生徒と交流できる効果的な取組となった。	継続予定。 米については給食で通常使用している精白米とゆめぴりかの差額分を旭川米生産流通協議会でそれぞれ負担していただいているため、団体の決議が不可欠である。		

市の主な食育関係事業一覧

資料2

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和5年度実施方法	令和5年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和6年度実施予定方法	令和6年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和6年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
21	1-4-(イ)	学校教育部 学校保健課	児童・生徒	学校給食における地場農産物の活用	その他	(1)旭川産の米、北海道産の小麦(いずれも100%)を米飯、パン及び麺類に継続して使用している。 (2)北海道産の牛乳を継続して提供している。 (3)令和5年度のパン給食53回のうち、旭川産の米粉を活用した米粉パンを35回提供するほか、米粉を使用したメニューを提供している。 (4)年間を通して可能な限り地場農産物の使用を促進する。 ・「旭川産」と指定した農産物の発注及び納入(特に8月～10月)。	その他	(1)旭川産の米、北海道産の小麦(いずれも100%)を米飯、パン及び麺類に継続して使用する。 (2)北海道産の牛乳を継続して提供する。 (3)旭川産の米粉を活用した米粉パンを継続して提供するほか、米粉を使用したメニューの提供を行う。 (4)年間を通して可能な限り地場農産物の使用を促進する。 ・「旭川産」と指定した農産物の発注及び納入(特に8月～10月)。	地場農産物の使用促進に努めているが、地場産野菜の令和4年度年間使用割合(重量ベース)は、旭川産8.6%、近郊産23.3%、道内産36.2%、国内産31.8%の実績である。 8～10月分については、旭川産13.1%、近郊産35.3%、道内産46.7%、国内産4.8%であった。 本市の野菜は葉物野菜が多く、また、給食では原則、加熱調理されたものみの提供であるため、使用割合が増加しない状況である。	継続予定		
22	1-4-(ウ)	子育て支援部 こども育成課	幼児と保護者	保育施設における食育推進	その他	(1)食の体験活動 ・野菜の栽培・収穫の体験 ・果樹の栽培・収穫の体験 ・調理体験 (2)食育に対する意識啓発 ・児童に対する取組 (準備片付け、食器の持ち方の指導、食事のマナー、栄養講話、食育講座、クッキング等) ・保護者に対する取組 (給食だより、食育だよりの配付、給食のレシピの紹介、展示食の掲示等) (3)試食会の実施	その他	(1)食の体験活動 ・野菜の栽培・収穫の体験 ・果樹の栽培・収穫の体験 ・調理体験 (2)食育に対する意識啓発 ・児童に対する取組 (準備片付け、食器の持ち方の指導、食事のマナー等) ・保護者に対する取組 (給食だより、食育だよりの配付、給食のレシピの紹介、展示食の掲示等) (3)試食会の実施	子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食に興味を持ち、食べることを楽しむことができること、また、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つこと等、保育施設における様々な活動の中で食育の推進が図られるよう努めている。	今後も各施設において、継続する。	○	③
23	1-4-(ウ)	子育て支援部 こども育成課	給食担当者	保育施設の給食担当者を対象とした研修会の実施	参集型	保育施設が行う給食管理や栄養管理、食育等に関する研修会の実施 全3回 (1)7月開催:82施設89人 (2)9月開催:73施設74人 (3)10、11月開催:58施設59人	参集型	保育施設が行う給食管理や栄養管理、食育等に関する研修会の実施	保育施設に従事する栄養士や調理員等に対し、給食管理や栄養管理等に関する必要な知識を提供し、給食の質の向上に繋げていく。	今後も継続して実施する。	○	① ② ③

市の主な食育関係事業一覧

【基本的な方向性】2 環境に配慮した食育の推進

■基本施策 5 食品ロスの削減と食品リサイクルの推進

主要事業(ア) 食品ロス削減に向けた取組の推進

＜主な取組＞○食品ロスを発生させない取組の推進 ○食品ロス削減に向けた情報発信 ○未利用食品等を有効活用する取組の推進 ○食品ロス削減のための連携を強化

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和5年度実施方法	令和5年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	令和6年度実施予定方法	令和6年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	事業の効果及び課題	令和6年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
24	2-5-(ア)	環境部 廃棄物政策課	市民・事業者	食品ロス削減に向けた取組の推進	参集型 オンライン型 その他	(家庭) ～ポータルサイトを活用し、食品ロス削減の方法等を広く周知～ ・飲食従事者等による食品ロス削減の動画制作・配信。 ・食品ロスの削減につながる調理レシピと取組を市民から募集。 ～旭川市生ごみマイスター連絡会と連携した取組～ ・「生ごみ堆肥づくり講習会」において食品ロス・生ごみ削減に関する講習会の実施(9回) ・出前講座において食品ロスに関する講義の実施(1回) ～フードバンク団体と連携した取組～ ・生活困窮者等支援及び食品ロスの削減を目的として、総合庁舎においてフードドライブを実施し、回収した食品をフードバンク団体へ引き渡す。 R6.1.29～2.9 (事業系) ・飲食店等食品関連事業者向けのチラシを配布するほか、食品ロス削減協力店登録を新たに制度化し、飲食店での食べきり実践のため、「3010運動」や適量注文等について、POP(三角柱等)の設置や配付を行い啓発する。	参集型 オンライン型 その他	(家庭) ～ポータルサイトを活用し、食品ロス削減の方法等を広く周知～ ・食品ロス削減に向けたセミナーの開催。 ・食品ロスの削減につながる調理レシピと取組を市民から募集。 ～旭川市生ごみマイスター連絡会と連携した取組～ ・「生ごみ堆肥づくり講習会」において食品ロス・生ごみ削減に関する講習会の実施(9回) ・出前講座において食品ロスに関する講義の実施(1回) (事業系) ・飲食店等に対し、食品ロス削減のチラシを配布するほか、食品ロス削減協力店登録の制度について周知し、飲食店での食べきり実践のため、「3010運動」や適量注文等について、POP(三角柱等)の設置や配付を行い啓発する。	新型コロナウイルスの影響により事業者等への周知・啓発が遅れが出ていたことから、事業者への周知啓発を進めていくとともに、食品ロス削減協力店の登録店舗を増やし、ポータルサイトで登録店を紹介するなど、事業者及び市民への周知・啓発を広げていく必要がある。 今後も引き続き、講座等の開催やポータルサイトを活用するなど、幅広い層への周知啓発により認知度の向上及び削減に向けた取組の普及が重要である。	・ポータルサイトの内容を充実させ、オンラインを活用した普及啓発を進めるとともに、セミナー等の開催や事業者への取組を進める。		
25	2-5-(ア)	全部局 (環境部廃棄物政策課)	関係団体・市民	食品ロス削減推進計画掲載事業の推進	その他	食品ロス削減推進計画掲載事業の実績は「本市の主な食品ロス削減関連事業一覧」を参照。基本施策は次のとおり。 (1) 食品ロスに関する意識の醸成 (2) 家庭での食品ロス削減の推進 (3) 事業系食品ロス削減の推進 (4) 未利用食品等の販売や再生利用 (5) 未利用食品等の循環による有効活用 (6) 食品ロスの認知度向上や削減に向けた積極的な情報発信 (7) 国及び北海道との連携 (8) 事業者や市民等との連携・協働	その他	食品ロス削減推進計画掲載事業の令和6年度事業計画は「本市の主な食品ロス削減関連事業一覧」を参照。基本施策は次のとおり。 (1) 食品ロスに関する意識の醸成 (2) 家庭での食品ロス削減の推進 (3) 事業系食品ロス削減の推進 (4) 未利用食品等の販売や再生利用 (5) 未利用食品等の循環による有効活用 (6) 食品ロスの認知度向上や削減に向けた積極的な情報発信 (7) 国及び北海道との連携 (8) 事業者や市民等との連携・協働	食品ロス削減のために必要な取組を整理し、施策の進捗状況や成果、目標の達成状況等について、毎年度把握し分析を行うことで、本計画における各施策の推進を効果的に図ることが期待できる。	市民、事業者、団体、行政などの各主体と連携し、食品ロス削減推進計画の中で掲げた取組を着実に進めるとともに、内容の評価・改善を継続的にを行い食品ロスの削減に努める。		

市の主な食育関係事業一覧

【基本的な方向性】3 安全・安心な食の推進

■基本施策 6 安全な食材、食品の提供

主要事業(ア) クリーン農産物の生産拡大

<主な取組>○クリーン農産物認証取得の推進 ○クリーン農産物販売拡大のためのPR活動の実施

主要事業(イ) 製造技術及び衛生管理技術の向上の推進

<主な取組>○技術向上のための講習会の開催や講師の派遣 ○HACCPに基づく衛生管理導入、評価の実施

主要事業(ウ) 食品衛生監視指導の充実

<主な取組>○食品営業施設、給食施設等の監視指導の実施 ○HACCPに沿った衛生管理実施状況の評価 ○食品の収去検査の実施

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和5年度実施方法	令和6年度実施予定方法	令和6年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和6年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
26	3-6-(ア)	農政部 農業振興課	農業者・ 市民	クリーン農産物の生産と販売拡大	参集型 オンライン型 その他 (1)クリーン農産物認証取得支援 (YES!cleanなど) (2)農業生産行程管理手法(GAP)導入支援 ・青果連GAPプロジェクトチームへの参加 (3)旭川産クリーン農産物PR活動 ア インターネットなどを活用した 旭川野菜、YES!cleanのPR イ 農業団体等のPR活動支援 ・市事業名:旭川産農産物PR支援事業 ・事業内容 関係団体等と連携した旭川産農産物のPRの 実施 ウ 各種イベントへの積極的参加 エ 出前講座(あさひかわの農産物と 地産地消)の実施 4回 96人 (4)農業センターによる残留農薬分析の実施 ・残留農薬実態検証のためのサンプル分析 68検体 (5)有機転換推進事業 ・有機農業転換初年度のかかり増し経費の補助 5者	参集型 オンライン型 その他 (1)クリーン農産物認証取得支援 (YES!cleanなど) (2)農業生産行程管理手法(GAP)導入支援 ・青果連GAPプロジェクトチームへの参加 (3)旭川産クリーン農産物PR活動 ア 広報誌、インターネットなどを活用した旭川 野菜、YES!cleanのPR イ 農業団体等が取り組む消費者等へのPR活 動支援 ・市事業名:旭川産農産物PR支援事業 ・事業内容 関係団体等と連携した旭川産農産物のPRの 実施 ウ 各種イベントへの積極的参加 エ 出前講座(あさひかわの農産物と地産地 消) (4)農業センターによる残留農薬分析の実施 ・残留農薬実態検証のためのサンプル分析 30検体 (5)有機転換推進事業 ・有機農業転換初年度のかかり増し経費の補助 6者 (6)有機農業産地づくり支援事業 ・オーガニックビレッジ宣言及び有機農業推進 に係る事業実施	各種イベントへの参加、農業団体が実施する PR活動への支援を通じて、消費者に対する Yes!cleanなどの認証制度の普及の効果がある。 また、農業センターにおける残留農薬実態検 証により、その成果を活用し、生産者への周知 を図り、クリーン農業の普及及び推進の効果がある。 なお、令和6年度から新たに、有機農業など付 加価値の高い農産物を中心に効果的なPR活動 を実施することで、旭川産農産物全体の流通拡 大を図るとともに、農産物の高付加価値化に向 けた取組を進める。	引き続きPR活動などを支援することにより、生 産技術の向上や販売促進・消費拡大対策を実 施し、旭川産農産物の認知度向上、差別化を 推進し、産地の取組や特色など産地の魅力を 市民のみならず観光客等にも情報発信し、旭 川産農産物のブランド力向上を図る。			
27	3-6-(ウ)	保健所 衛生検査課	事業者	食品衛生指 導事業	その他 (1)食品営業施設・給食施設等の監視指導 (2)食品の収去(行政)検査 「令和5年度旭川市食品衛生監視指導 計画」に基づき通年で実施 (監視件数1,387件、収去検体数141検体)	その他 (1)食品営業施設・給食施設等の監視指導 (2)食品の収去(行政)検査 「令和6年度旭川市食品衛生監視指導 計画」に基づき通年で実施	地域の実情を踏まえた計画の立案及び完遂 が必要である。	食の安全・安心に対する消費者の関心は依 然として高いことから、事業を継続する。			

市の主な食育関係事業一覧

■基本施策 7 安全に関する知識や情報の提供

主要事業(ア) 食品管理等の知識の普及

<主な取組>○食品衛生に関する講習会の開催や講師の派遣 ○食中毒予防に関する情報提供

主要事業(イ) 食の安全に関する知識の普及

<主な取組>○賞味期限と消費期限の違いや保存方法など、食品衛生に関する知識の普及 ○アレルギー表示等、個々の食選択に係る知識の普及

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和5年度実施方法	令和6年度実施予定方法	令和6年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	事業の効果及び課題	令和6年度以降の考え方	月間の取組	テーマ	
28	3-7-(ア)	保健所 衛生検査課	市民・ 事業者・ 団体	食品衛生講習会・食品衛生関係の情報提供	参集型 その他	参集型 その他	令和5年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入 (1)食品衛生講習会 食品関係事業者や教育関係者等からの依頼あるいは保健所主催により講習会を実施(随時) 講習会実施回数 16回 受講者数 530人 (2)食品衛生関係の情報提供 ホームページ等により食中毒予防・食品表示などに関する情報の提供(随時) 食中毒警報発令回数 14回	(1)食品衛生講習会 食品関係事業者や教育関係者等からの依頼あるいは保健所主催により講習会を実施(随時) (2)食品衛生関係の情報提供 ホームページ等により食中毒予防・食品表示などに関する情報の提供(随時)	基礎的な内容のほか、最新の知見や情報の収集・提供が必要である。	食の安全・安心は行政の取り組みだけでは成し得ないことから、事業を継続する。		

市の主な食育関係事業一覧

【基本的な方向性】 4 地産地消を生かした食育の推進

■基本施策 8 地場農産物等の活用と情報提供

- 主要事業(ア) 地場農産物等の地元消費拡大
 <主な取組>○旭川産米や旭川産野菜等の消費拡大のためのPR活動の実施 ○地場農産物直売支援や市内流通の拡大推進
- 主要事業(イ) 地場農産物を加工した加工食品の開発と利用の促進
 <主な取組>○地場農産物を活用した商品開発の支援 ○対象に特化した地場産物を活用した食品開発の支援及びPR活動の実施
- 主要事業(ウ) 地場農産物等の情報提供
 <主な取組>○イベント及びホームページ等を活用した情報提供 ○地場農産物等に関する講座等の開催

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和5年度実施方法	令和5年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	令和6年度実施予定方法	令和6年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	事業の効果及び課題	令和6年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
29	4-8-(ア) 4-8-(ウ)	農政部 農業振興課	市民	旭川米・旭川野菜の消費拡大PR	参集型 オンライン型 その他	(1)旭川米生産流通協議会負担金 ・ゆめびりかの周知宣伝及び消費拡大(学校給食への地元産ゆめびりか提供) ・旭川産米ななつぼし「大雪山見て育ったの」のPR(「北の恵み食べマルシェ2023」へ下國伸フードラボ出店を出し、旭川産米のPRを実施) (2)出前講座(あさひかわの農産物と地産地消)の実施 4回 96人 (3)「あさひかわ直売マップ」のHP掲載 (4)旭川産米及び米粉等消費拡大支援事業負担金 ・旭川産農産物PR事業の実施(料理教室などの各種イベントや動画製作によるPRの実施)	参集型 オンライン型 その他	(1)旭川米生産流通協議会負担金 ・ゆめびりかの周知宣伝及び消費拡大(学校給食への地元産ゆめびりか提供) ・旭川産米ななつぼし「大雪山見て育ったの」のPR (2)出前講座(あさひかわの農産物と地産地消) (3)「あさひかわ直売マップ」のHP掲載 (4)旭川産米及び米粉等消費拡大支援事業負担金 ・旭川産米及び米粉等の消費拡大(料理教室など各種イベントの実施)	米の宣伝及び消費拡大、市民の野菜の地産地消への意識等に一定の効果が出ているものと考え、旭川が米・野菜の産地であることについて市民の認識は十分とは言えず、今後の効果的なPR・啓発が課題である。	旭川米、旭川野菜の認知度・評価を高め、ブランド力、地産地消への意識の向上を図る。		
30	4-8-(イ) 1-1-(イ)	経済部 産業振興課	農業者 食品加工業者	食品産業支援費	参集型 オンライン型	地場農畜産物等を活用した加工食品の開発を促進するために、地域関係機関と連携した食品産業の支援体制を構築する「旭川食品産業支援センター」の運営に対し負担金を支出し、機能強化を図る。 (1)旭川食品産業支援センター運営費負担金 商品開発支援、販路開拓支援、食品試験分析、セミナー開催等により市内の食品産業を支援する「旭川食品産業支援センター」の運営を支援し、市内食品産業に対する支援体制を構築する。 (2)スマイルケア食開発支援負担金 高齢者や健康意識の高い層をターゲットに、農林水産省のスマイルケア食認証取得、セミナー、試作開発支援・各種相談等を行う。	参集型 オンライン型	地場農畜産物等を活用した加工食品の開発を促進するために、地域関係機関と連携した食品産業の支援体制を構築する「旭川食品産業支援センター」の運営に対し負担金を支出し、機能強化を図る。 (1)旭川食品産業支援センター運営費負担金 商品開発支援、販路開拓支援、食品試験分析、セミナー開催等により市内の食品産業を支援する「旭川食品産業支援センター」の運営を支援し、市内食品産業に対する支援体制を構築する。 (2)スマイルケア食開発支援負担金 高齢者や健康意識の高い層をターゲットに、農林水産省のスマイルケア食認証取得、セミナー、試作開発支援・各種相談等を行う。	旭川地域の食品関連産業振興のため、市内食品産業を多面的に支援する「旭川食品産業支援センター」の運営を支援し、市内食品産業への支援体制を維持継続する。 なお、地場産品の認知度向上と食品加工業の技術力向上については、継続した取組が必要であり、それらを支援する「旭川食品産業支援センター」の運営支援を引き続き実施していく。	食品試験分析、技術相談・技術支援等の商品開発支援、セミナー開催、販路開拓支援、各種プロジェクト支援等により多面的に市内の食品産業を支援する「旭川食品産業支援センター」の運営に対し負担金を交付し、市内食品産業への支援体制を維持発展させていく。		

市の主な食育関係事業一覧

■基本施策 9 生産者と消費者の交流

主要事業(ア) 農業体験活動等の推進

<主な取組>○農業体験活動の推進 ○生産者と消費者の交流事業の実施 ○イベント等における生産者と消費者の交流の推進

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和5年度実施方法	令和5年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和6年度実施予定方法	令和6年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和6年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
31	4-9-(ア)	農政部 農政課	市民	旭川市民農業大学	参集型	農家のほ場で農作業体験を行うとともに研修や加工などを通じて広く食や旭川農業への理解を深める。 ・農作業体験(4~10月) ①米と野菜の複合コース 米や野菜の播種から収穫まで ②酪農コース 乳牛の世話、牛舎作業、乳製品加工等 ・バス研修(7月)、農村文化講座(10月)、 収穫祭(11月)、農産加工実習(1月)、 クラス発表会(2月)、修了式、入学式(3月) 学生数22人	参集型	農家のほ場で農作業体験を行うとともに研修や加工などを通じて広く食や旭川農業への理解を深める。 ・農作業体験(4~10月) ①米と野菜の複合コース 米や野菜の播種から収穫まで ②酪農コース 乳牛の世話、牛舎作業、乳製品加工等 ・バス研修(7月)、農村文化講座(10月)、 収穫祭(11月)、農産加工実習(1月)、 クラス発表会(2月)、修了式、入学式(3月) 学生数26人	市民の農業・農村・食への関心と理解を深めることができた。指導農業者の高齢化に伴い、新たな世代の指導農業者の確保が課題である。	農業・農村・食について、市民の理解を深めることを目的に、農業体験や農産物加工体験等を通じて、市民と農業者がともに農業に関して考えていく場を提供する。		
32	4-9-(ア)	農政部 農政課	児童	子ども農業体験塾	参集型	小学4、5、6年生を対象として通年で農業体験の場を設け「食」や「農」、「いのち」について考える機会を提供する。 ・農作業体験(5月~10月)、収穫祭(11月) 計7回、塾生数25人	参集型	小学4、5、6年生を対象として通年で農業体験の場を設け「食」や「農」、「いのち」について考える機会を提供する。 ・農作業体験(5月~10月)、収穫祭(11月) 計7回、塾生数25人	農業体験を通じ、旭川農業や食、命の大切さについて、深く学ぶことのできる機会を提供できているが、近年、受入農業者の高齢化に伴い、今後新たに受入農業者として事業に協力してくれる農業者の確保が課題である。	子供たちの農業・農村に対する興味と理解の向上を図るため、引き続き関係団体と協力し円滑な事業実施に努め、充実した農業体験の場を提供する。		
33	4-9-(ア)	農政部 農政課	市民・ 農業者	グリーン・ツーリズム推進事業	参集型 その他	(1)グリーン・ツーリズム施設認定 1件 (2)市内小中学校農作業体験モデル事業の実施 7件(7校) (3)市内小中学校教職員研修における農作業体験事業の実施 ※ただし、旭川市民農業大学及び子ども農業体験塾の取組を除く。 (4)グリーン・ツーリズムPR事業	参集型 その他	(1)グリーン・ツーリズム施設認定 2件 (2)市内小中学校農作業体験モデル事業の実施 7件(7校) (3)市内小中学校教職員研修における農作業体験事業の実施 ※ただし、旭川市民農業大学及び子ども農業体験塾の取組を除く。 (4)グリーン・ツーリズムPR事業	農業及び農村に対する市民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報を提供するとともに、農業者の自主的な努力の支援、農村と都市との交流促進に努めている。 今後は、農業者や関係部局等と連携しつつ、農業者や市民のニーズ把握に努め、実態に即したより効果的な施策展開を図っていく。	今後とも、農業農村の活性化を図るため、グリーン・ツーリズムによる都市と農村の交流を通じ、農業や農村に対する理解を促進する取組を進める。		
34	4-9-(ア) 1-2-(ア)	農政部 農業センター	市民	農業センター農産加工体験会	参集型	農産加工体験 アイスクリーム作り体験、豆腐作り体験 2回、参加人数18人	参集型	農産加工体験 アイスクリーム作り体験、豆腐作り体験等 3回	農業センターで加工できる加工品の作り方や加工設備の使い方などを体験し、農産加工室の利用促進につなげる。	体験できる加工品目や対象者を適宜検討する。		

市の主な食育関係事業一覧

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和5年度実施方法	令和5年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和6年度実施予定方法	令和6年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和6年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
35	4-9-(ア) 1-2-(ア) 1-2-(イ)	社会教育部 公民館 事業課	市民	食育関係講座等	参集型 オンライン型 その他	(1)食品加工体験 豆腐作り体験等 (小中学生、成人対象)～5事業 55人 (2)親子料理教室 料理等を親子で一緒に作り、食事をする。 (幼児・小学生と保護者対象)～8事業 178人 (3)青少年料理教室 お菓子づくり・パンづくりなど (小中学生対象)～3事業 38人 (4)成人料理講座 一般市民等を対象とした料理教室など (成人対象)～11事業 111人 (5)食生活講座 生活習慣病を予防する食生活講座など～8事業 134人 (6)分館事業 そば打ち体験～1事業 9人	参集型 オンライン型 その他	(1)食品加工体験 豆腐作り体験等 (小中学生、成人対象)～5事業 (2)親子料理教室 料理等を親子で一緒に作り、食事をする。 (幼児・小学生と保護者対象)～9事業 (3)青少年料理教室 お菓子づくり・パンづくりなど (小中学生対象)～3事業 (4)成人料理講座 一般市民等を対象とした料理教室など (成人対象)～12事業 (5)食生活講座 生活習慣病を予防する食生活講座など～3事業 (6)分館事業 そば打ち体験～1事業	地産地消への意識付けや、男性向けの料理講座等の実施により食育の推進を図った。より地域のニーズにあった講座内容の検討が必要。	引き続き、体験事業や料理講座などを通じ、食育の推進を図り、幅広い世代や地域のニーズにあった学習の場を提供する。		

市の主な食育関係事業一覧

【基本的な方向性】5 関係者が連携した食育の推進

■基本施策 10 関係機関・団体・行政が連携した食育の推進

主要事業(ア) 関係機関・団体・行政のネットワークの充実

<主な取組>○あさひかわ食育推進月間の実施 ○各種のイベントや事業を通じた連携の強化 ○情報共有の推進と意見交換の積極的な実施 ○食育ピクトグラムを活用した情報発信

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和5年度実施方法	令和5年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	令和6年度実施予定方法	令和6年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	事業の効果及び課題	令和6年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
36	5-10-(ア)	全部局 (保健指導課)	関係団体 市民	食育推進会議の開催	参集型	第4次食育推進計画に則った事業の実施に係る報告、連携及びより効果的な食育の推進についての実施方法の検討等を行う。 また、旭川市食品ロス推進計画の進捗管理等についての情報共有を図る。 開催予定回数:年2回 (1回目8/2、2回目2/6予定)	参集型	第4次食育推進計画に則った事業の実施に係る報告、連携及びより効果的な食育の推進についての実施方法の検討等を行う。 また、旭川市食品ロス推進計画の進捗管理等についての情報共有を図る。 開催予定回数:年2回(7月及び2月を予定)	行政と関係機関・団体等の活動、それぞれの情報を共有する場面となり、それをもとにより効果的な取組について検討することができている。	第4次食育推進計画及び旭川市食品ロス推進計画の進捗管理と基本的事項の調査審議を行う。		
37	5-10-(ア)	全部局	関係団体 市民	関係機関・団体・行政のネットワークの充実	その他	各種のイベントや事業等を通じた連携の強化	その他	各種のイベントや事業等を通じた連携の強化	連携・協働した取組を意識した事業計画がなされ、効果的な事業展開が可能となっている。	今後も連携の強化に努める。		